# 第 161 回定期演奏会 予算総会名簿・徴収金・ノルマ制度・チケット清算・追徴金に関する説明

#### ■参加者名簿

「第 161 回定期演奏会予算総会名簿」この名簿は、第 161 回定期演奏会予算審議可決時点での東北大学交響楽団在籍者名簿を意味します。(なお、今回は 149 人が記載されます)

この名簿に記入された方全員が徴収金・ノルマ対象になり、その後退団した場合でも対象となります。記入日に在籍せず、その後入団した方は、対象となりません。たとえ演奏に参加される場合でも、対象となりません。名簿作成の時点で、記入漏れ・不適切な点などがあった場合、委員会で確認の上、名簿を訂正します。名簿の人数から委員会の人数を引いた人数が、総会での議決権を所持する対象全在籍団員数とします。

#### ■徴収金(今回はありません)

# ■ノルマ制度

第 161 回定期演奏会では、2 段階の入場券販売に関するノルマを導入します。ノルマ制度は、団員によるチケット販売を促進し、最終的な入場者数を増やすことを目的としています。ノルマは、「第 161 回定期演奏会予算総会名簿」に記載された方全員が対象です。

演奏に参加される(初練習の時点で曲にのっている)方は、7,000 円分、参加されない方は 2,000 円分の入場券販売をノルマとします。この金額分は確実に売っていただきたいので、ノルマ金額分の自由席入場券を、あらかじめ買っていただきます。この金額分を売り上げた方が 1 段階目ノルマ達成者となります。

2 段階目は演奏に参加される(初練習の時点で曲にのっている)方は 4,000 円分、参加されない方は 2,000 円分以上売り上げた方が達成者となります。

団員お一人にこれだけ売っていただけますと、団員売り上げのみで演奏会収入が 100%保障されることになります。すなわち、団員各人が 2 段階目分のチケットを売れば、プレイガイド・当日券の売り上げ・広告収入が 0 円でも、演奏会が赤字になることはありません。これを 2 段階目ノルマと呼びます。

# ■チケット清算

入場券は、自由席 1,000 円、指定席 1,500 円とします。割り引いて販売した場合、差額は団員の負担とします。 演奏会前に入場券の売り上げを清算いたしますが、ノルマを未達成分の返金は行われません。

#### >ノルマ達成の例

7,000 円分のノルマの方で、 売り上げが自由席 5 枚、指定席を 4 枚の方は、11,000 円分を売り上げたことになります。この場合、4,000 円を清算の際に支払い、残った自由席入場券 1 枚を返却して下さい。

# >ノルマ未達成の例

7,000 円分のノルマの方で、 自由席 2 枚、指定席 2 枚を売り上げた方は、5,000 円分を売り上げたことになります。この場合、残った自由席入場券 5 枚を返却して下さい。ノルマ未達成分の 2,000 円は返金されません。

### ■追徴金

もし演奏会の支出が、収入を上回った場合は、2段階目ノルマ未達成者全員から、同額を徴収します。

負担額 = (演奏会支出 − 演奏会収入) ÷ 2段階目ノルマ未達成者数

最後に、<u>入場券の売り上げの過半数は団員による直接の売り上げです。</u>ノルマに限らず、興味のある方がいれば、積極的にご案内をしていくようにしましょう。